

**久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1. 業務名

久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務

2. 目的

この要領は、久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

3. 業務の概要

(1) 業務名称

久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務

(2) 実施主体

久留米市

(3) 業務内容

別添「久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 委託上限額

1, 352, 000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

4. 選定スケジュール

- ・実施要領等の公表・・・令和3年5月27日（木）
- ・参加申込書提出期間・・・令和3年5月27日（木）～6月10日（木）
- ・質問の受付期間・・・令和3年5月27日（木）～6月 3日（木）
- ・質問に対する回答期限・・・令和3年6月 7日（月）
- ・企画提案書の受付期間・・・令和3年5月27日（木）～6月23日（水）
- ・プレゼンテーション・・・令和3年7月 5日（月）～7月 9日（金）のうち1日
- ・選定結果通知・・・令和3年7月中旬予定
- ・契約締結・・・令和3年7月中旬予定

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 福岡県内に事業所を置く事業者であること。なお、共同企業体（JV）の場合は、代表事業者が要件を満たすこと。
- (2) 優れた企画製作能力を有するとともに提案内容を確実に遂行できること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市外の福岡県内 県税
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

6. 質問及びそれに対する回答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第5号）を電子メールに添付して、「14. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和3年6月3日（木）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和3年6月7日（月）までに、質問書（様式第6号）に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

※久留米市の名簿登録業者は、オ・カ・キの書類は不要。

※オ・カは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア	参加申込書（様式第1号）	1部
イ	参加資格に係る申立書（様式第2号）	1部
ウ	企画提案書（「8. 企画提案書作成方法」を参照）	6部

エ	価格提案書（様式第3号）	1部
オ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
カ	納税（滞納なし）証明書（下記参照）	1部
キ	役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）	1部
ク	会社（業務）概要（様式第5号）	1部
ケ	委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）	1部

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分	税区分		法人	個人
		税目		
市外 かつ県内	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

（例1：市内・法人の場合、「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：市外かつ県内・法人の場合、「福岡県税」の証明を提出）

※共同企業体（JV）の場合は、代表事業者の所在地の区分に従うこと。

(2) 提出期間及び時間

ア、イ、オ、カ、キ、ク、ケ

令和3年5月27日（木）から令和3年6月10日（木）（土・日・祝日を除く。

郵便の場合は、消印有効。）の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ、エ

令和3年5月27日（木）から令和3年6月23日（水）（土・日・祝日を除く。

郵便の場合は、消印有効。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「14. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

8. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

- ア 表紙 「久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務企画提案書」と記載。
- イ 様式 A4版縦型・両面印刷可・長辺綴じ。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- ウ 文字 フォントサイズ11ポイント（ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない）・横書き。
- エ 提出部数 6部（正1部、副5部）。副5部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。
- オ 制限枚数 表紙を除き、10枚以内とする。

(2) 構成とポイント

- ア 提案書は、次ページの表に示す構成とすること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 動画については、農産物紹介動画と料理動画それぞれの、絵コンテやイメージ図等を記載すること。
- エ リーフレットについては、全体のデザインイメージ等を記載すること。
- オ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

《提案書の構成》

	構成	ポイント
1	基本方針	ターゲットやコンセプト等を明記し、本業務の実施方針、編集・デザイン等を記載のこと。
2	企画提案	○仕様書の目的・内容・要件等を反映した、本業務にとって最も有効であると思われる提案内容とすること。 ○別紙「久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務企画提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。
3	実施体制	本業務を的確に実施するための、実施体制・担当者等の配置状況について記載のこと。
4	業務実績	本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績を、そのポイントとともに記載のこと。 実績1点について、A4サイズ片面1枚を使用したビジュアル見本をつけることができる。様式は任意とするが、添付は動画の実績とリーフレットの実績を併せて、最大6点までとする。（制限枚数10枚に含む）

- (3) その他：参加申込書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、提出を辞退したものとみなす。

9. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和3年7月5日（月）～7月9日（金）のうち1日

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 15分以内

(4) 質疑応答 10分程度

(5) 参加人数 2人以内

(6) 留意事項

ア スクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が用意したプロジェクター（パソコン出力はHDMI端子のみ可、HDMIケーブルは市が用意する）及びスクリーンを利用すること。プロジェクターに接続するパソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、WEB方式により実施する場合がある。

10. 審査の実施

(1) 審査委員会

久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を別紙「久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務企画提案書評価基準」に基づき審査し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、候補者を選定する。

審査委員会は、委託料の総額の範囲内で、60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を候補者として選定する。

最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。

- ① 各審査委員の最高評価を獲得した数が多い提案者
- ② 提案内容の動画の合計点が最も高い提案者
- ③ 提案内容のリーフレットの合計点が最も高い提案者
- ④ 価格提案書の金額が最も安価な提案者

(2) 審査結果

選定結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、久留米市ホームページにおいて公表する。

1 1. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が、「3. 業務の概要 (5) 委託上限額」を超過した場合

1 2. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 3. その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的外には使用しない。
- (7) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

1 4. 問い合わせ先

久留米市農政部農業の魅力促進課 担当：河津、鉄川
〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3 久留米市役所 15 階
電話番号：0942-30-9165 / FAX 番号：0942-30-9717
メー ル：noumi@city.kurume.fukuoka.jp